

鳥取県公報

目次
◇告示 国民栄養調査世帯の指定

告示

鳥取県告示第四百十五号

栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)第三條の規定により国民栄養調査世帯を次のように指定する。

昭和二十七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、西伯郡所子村大字中高

西村弘太、西村五郎、川端角太郎、岡田多平、坂田博
坂田伊三郎、坂田務、坂田春機、坂田喜市、坂田幾松
前田金義、浅田眞太郎、西村しぎ、浅田勝太郎、坂田

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

太郎吉、岡田繁三郎、坂田金時、坂田清、坂田重吉、
坂田秋出、岡田石藏、坂田清高、浅田民藏、岡田源三
郎、浅田勇吉、坂田政次郎、坂田伊佐夫、岡田伊三郎
前田見二郎、浅田初太郎、岡田晒、浅田幸一、岡田肇
岡田正義、岡田ゆき子、岡田増藏、岡田倉松、岡田唯
信、坂田勝次郎、前田徳、岡田庫喜、岡田休二郎、岡
田繁市、岡田邦彦、前田元一、金田広芳、金田一二、
高虫薫壽、高虫精式、阿部延照、阿部光幸、牧田壽、
高虫友幸、高虫唯治、高虫恒子、金田鶴松、高虫民治
金田吉一、金田典子、金田孝文

一、日野郡石見村大字神戸ノ上

小谷定治、加藤慶太郎、佐々木武一、藤原虎男、相見
正臣、高橋浅尾、小谷英穂、藤定角市、後藤広良、後
藤鹿雄、田村豊、後藤亀壽、金盛延政、内田徑矩、笹
間末一郎、内田義明、斉藤克英、内田穰、笹間富三郎
榎原一郎、高橋弥太郎、榎原次郎左エ門、榎原三郎右
エ門、西田良治、荒木広壽、池田繁、宇田弘良、荒木
昇

